

# 行政改革

## 経費節減の アイデアを募集します

阿久比町では、平成十七年度から実施している行政改革の一環として町民の皆さんから経費節減のアイデアを募集します。

事務事業の見直し、組織・機構、定員および給与、人材の育成・確保、行政の情報化、行政サービスの向上など経費の節減合理化に関することならジャンルは問いません。手紙、FAX、Eメールでお願いします。

募集期限

十二月二十日(火)

問い合わせ先・提出先

企画財政課内阿久比町行政改革推進本部

☎(48)11111(内204)

FAX(48)0229

メールアドレス

kkaku@town.agui.gjp

http://www.nta.go.jp

# 税金の話

## (国税)

### 消費税の届け出は 済みましたか

#### 個人事業者の消費税の 各種届出書

個人事業者で、平成十五年分の課税売上高が一千万円を超える方は、平成十七年分は消費税の課税事業者になります。

新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。提出されていない方は半田税務署に提出してください。課税売上高とは消費税の課税対象となる取り引きの売上高です。ほとんどの取り引きが消費税の

課税対象となっていますが、土地の売却収入や住宅家賃など、一部の取り引きは消費税の課税対象から除かれています。

#### 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が五千万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、原則として適用を受けようとする年分の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を半田税務署に提出する必要があります。

平成十七年分に新たに課税事業者となった方については、平成十七年十二月三十一日までに、届出書を提出すると、平成十七年分から簡易課税制度の適用を受けることができます。

基準期間とは個人事業者の場合、その年の前々年です。

問い合わせ先

半田税務署個人課税部門

☎(21)3141

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

## (県税)

知多県税事務所からのお知らせ

個人事業税第二期分の納期限は十一月三十日(水)です

十一月中旬に知多県税事務所から納付書を送付しますので、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

口座振替制度もありますので、利用してください。

休日収納窓口の開設と収納窓口の時間延長を実施します

知多県税事務所での次のとおり実施します。

休日収納窓口の開設

日時

十一月二十七日(日)

午前九時～午後五時

収納窓口の時間延長

日時

十一月三十日(水)

午後七時半まで

問い合わせ先

知多県税事務所

☎(21)8111